

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

教育委員会	ページ
北九州市学校給食審議会規則の一部を改正する規則【教育委員会事務局学務部学校保健課】	2

北九州市学校給食審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年6月29日

北九州市教育委員会

委員長 川原 房 榮

北九州市教育委員会規則第5号

北九州市学校給食審議会規則の一部を改正する規則

北九州市学校給食審議会規則（昭和39年北九州市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「1年」を「2年」に改め、同条第3項中「あつても」を「あっても」に、「行なう」を「行う」に改める。

第8条中「教育委員会学務部学校保健課」を「教育委員会事務局学務部学校保健課」に改める。

付 則

この規則は、平成24年7月1日から施行する。